



長野県報

12月1日(月)
平成15年
(2003年)
第1513号

目次

告示

解除予定保安林（森林保全課） 1

公告

平成16年度長野県福祉大学校介護福祉学科学生の第2次募集（厚生課） 1

争議行為の公表（労政課） 2

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（産業振興課） 2

土地改良区の定款変更認可（土地改良課） 2

皆伐面積の限度（森林保全課） 3

都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課） 4

県営住宅の入居者の募集（住宅課） 4

開発行為に関する工事の完了（5件）（建築管理課） 6

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活保安課） 7



長野県告示第539号

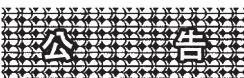
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年12月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市大字蟻ヶ崎字城山西平1222の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課



公告

平成16年度長野県福祉大学校介護福祉学科学生の第2次募集を次のとおり実施します。

平成15年12月1日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

募集人員は次のとおりとします。

学科	募集人員
介護福祉学科	若干名

2 出願資格

次のア又はイに該当する者であって、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号の指定を受けた学校その他の施設を卒業して保育士の資格を取得した者（平成16年3月31日までに取得する見込みの者を含みます。）

ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）

イ 文部科学大臣においてアに掲げる者と同等以上の資格を有すると認定した者

3 出願手続

(1) 提出書類

- ア 入学願書（長野県福祉大学校所定の用紙を使用してください。）
- イ 保育士資格取得（見込み）証明書
- ウ 入学資格を有することを証する書類（(1)のイに該当する者に限ります。）
- エ 健康診断書（長野県福祉大学校所定の用紙により、出願前3か月以内に医師が発行するもの）
- オ 最終卒業学校等の卒業（見込み）証明書及び成績証明書
- カ 面接個人カード（長野県福祉大学校所定の用紙を使用してください。）
- キ 返信用封筒2通（1通は80円切手をはった長形3号のもの。1通は角型2号のもので切手をはる必要はありません。ともに出願者の住所、氏名、郵便番号を明記してください。）